

フランスにおける中小企業向け公的金融制度の特徴

大山 陽久（日本銀行パリ事務所）

成毛 建介（日本銀行パリ事務所）

2002年7月

Banque du Japon

17 avenue George V
75008 Paris, FRANCE
Tel. +33-1-4720-7295
Fax. +33-1-4723-8147

海外事務所ワーキングペーパーシリーズは、日本銀行海外事務所スタッフ等によるリサーチ活動の成果をとりまとめたもので、金融市場参加者、研究者等、有識者の方から幅広くコメントを頂戴することを企図しています。ただし、論文の内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは各海外事務所の公式見解を示すものではありません。

フランスにおける中小企業向け公的金融制度の特徴

(要 旨)

中小企業の育成・振興はどの国においても経済政策上重要な課題である。一般に中小企業向け金融の充実を図るうえでの難しさは、政府が政策的に決定する公的金融と純粋な市場原理に基づく民間金融とを如何にバランスさせ効率的な資源配分を図るか、という点にあると考えられる。

この点、フランスでは、中小企業金融への公的関与自体は不可欠としつつ、公的金融が肥大化して民間金融機関をクラウドアウトしないよう、以下のように様々な工夫がみられる。

なお、公的関与の対象となる「中小企業」金融を定義するにあたり、大企業が一定比率以上出資している「大企業系列の中小企業」を対象外として排除している。

中小企業開発銀行（BDPME）による部分保証・協調融資

(保証・融資共通の特徴点)

- ・ 政府系中小企業金融機関と位置付けられる BDPME は、保証により民間金融機関のリスクを「一部」負担したり、民間金融機関と同条件で「協調」融資する形で中小企業向け金融を行っており、BDPME のリスク分担比率は原則 50%を上限としている。このように BDPME が信用リスクを 100%引受けないのは、民間金融機関によるモラルハザードを回避する、公的金融機関の役割はあくまで民間金融機関の「補完」であり民間金融機関と「競争」することではない、といった考え方に基いている。なお、最近では、協調融資よりもむしろ民間金融機関の審査機能を活用した保証業務の比重が高まる傾向にある。

(部分保証における特徴点)

- ・ 中小企業経営者の個人保証の問題、すなわち事業経営に失敗した場合にも最低限の生活を保証し再起のチャンスを与える仕組みをどのように整えるか、という点についても工夫がみられる。すなわち、BDPME が部分保証を行う条件として、当該融資案件において民間金融機関が中小企業経営者に求める個人保証を一定限度に制限している（民間金融機関による融資総額の 50%までに制限、経営者の自宅不動産を担保とすることを禁止等）。

- ・ 審査コスト軽減のため、BDPME による保証の際に民間金融機関の審査結果を受入れることを許容する一方、債務不履行の場合には、民間銀行による審査がきちんと行われたか否かを一定の基準に照らし事後的にチェックし、不十分と判断された場合には BDPME は保証履行義務を負わない仕組みとしている。
- ・ BDPME による保証は、その子会社 SOFARIS 内に設置された保証基金を通じて行われる。保証基金自体は全額政府出資であり、それが毀損した場合も、まずは政府支出により補填される筋合いにある。しかしながら、これで不十分な場合、最終的には民間銀行も 42% 出資している SOFARIS 自身の資本金が取り崩されることとなる。この意味で、SOFARIS による保証は民間銀行自身による「互助」といった側面も併せ持っている。
- ・ また、フランスの将来を担う先端産業分野のスタートアップ企業向け出資の保証を行う制度もある。

(協調融資における特徴点)

- ・ BDPME が協調融資を行う際の金利、返済条件、担保順位等は、民間金融機関と全く同等に設定されている。

産業振興向け預金口座 (CODEVI)

- ・ 貸出面ではなく預金面において、税制上の優遇措置を実施したもの。当制度により集められた原資は、すべて中小企業向け融資に充てられることとなり、しかもその大部分 (8 割) が、預金を受けた当該民間金融機関自身により中小企業向けに直接貸出されている。

利子補給制度

- ・ 民間金融機関の行う中小企業向け貸出について、政府が利子補給を行うことにより、市場原理を尊重しつつ中小企業向け貸出総量の増加を狙ったもの。すなわち、具体的な貸出先、金利、貸出額等の判断は民間金融機関自身に委ねつつ、政府が利子補給をすることにより銀行の貸出スタンスを積極化させる筋合い。

もっとも、当制度は、欧州委員会規則等により民間金融機関への政府補助金が原則禁止されたこと等から、現在では制度縮小の方向にある。

1. はじめに

中小企業¹の育成・振興は、どの国においても経済政策上重要な課題である。フランスでも、産業振興や経済構造改革の観点から、仏研究開発促進庁（ANVAR）による中小企業向け投資助成金制度など、従来から様々な取り組みが行われてきた。

一般にフランスでは、政府による民間経済活動への関与が強く、中小企業振興についても行政の果たす役割が大きいように思われがちである。しかしながら、中小企業向け金融に関しては、政府による関与を最小限度にとどめ、市場原理に基づく民間金融機関活力を最大限に活かすように公的金融制度が整備されてきたように窺われる²。

フランスでは、従業員 10 人未満の零細企業³が企業全体に占める割合は、企業数ベースでみて 93.1%に達している。フランスの中小企業金融においては、付加価値額ベースでは全体の 19%程度を占めるこれら零細企業向けの円滑な資金調達ルートの確保も重要とみられている。

(図表 1) フランス企業の従業員規模別構成
企業数ベース (国立統計経済研究所<INSEE>調べ)

500 人以上	0.1 %
500 人未満	99.9 %
うち 10 人未満	93.1 %

付加価値額ベース (仏経済財政産業省調べ)

250 人以上	49 %
50 ~ 249 人	15 %
20 ~ 49 人	11 %
10 ~ 19 人	6 %
0 ~ 9 人	19 %

¹ フランスでは、一般に、従業員 500 人以下、資本金 7.6 百万ユーロ以下の企業が「中小企業 (petites et moyennes entreprises<PME>)」と定義されている (図表 1 にみるように統計区分とは合致しない)。この定義による中小企業が、国内企業数全体に占める割合はおよそ 99.9%に達している。また、これら中小企業による設備投資額は、民間設備投資総額のおよそ 45%を占めている。

² 民間経済活動に対する政府の関与が大きいと一般的に考えられているフランスにおいても、例えば、中小企業向け貸出の数値目標を設定するなどの形で、政府が民間金融機関の業務戦略 (特に与信ポートフォリオの決定) や業務運営方針の決定に直接干渉することは従来から行われていない。例えば、80 年代のミッテラン政権下で銀行国有化法により主要行が国有化された際も、政府が株主として行ったことは経営トップ (頭取) の任命にとどまり、具体的な経営戦略策定・実行は全てこの頭取の判断で行われ、政府が直接口を出すことはなかった。

³ フランスにおける「零細企業 (très petites entreprises<TPE>)」の正確な定義は、「従業員 10 名以下の企業」(脚注 1 同様、統計区分とは合致しない)。

一般に、中小企業向け金融の充実を図るうえでの難しさは、政府が政策的に決定する公的金融と純粋な市場原理に基づく民間金融を如何にバランスさせ、効率的な資源配分を図るか、という点にあると考えられる。

この点、フランスにおいては、中小企業向け金融への公的関与は不可欠としつつ、公的金融が肥大化し民間金融をクラウドアウトしないよう、様々な工夫をこらしている。その特徴は、民間金融と「競争」するのではなく、公的金融が民間金融を「補完」する形に徹している点である。

その最大のポイントは、公的金融機関が単独で中小企業向けに 100%融資ないし 100%保証することはないということである（原則上限 50%）。すなわち、民間金融機関のリスクを保証の形で「一部」負担したり、公的金融が民間と同じ条件で「協調」融資することにより、民間金融機関のリスクを軽減しつつ、中小企業向け金融の円滑化を図る仕組みになっている。

また、公的金融機関が対象とする「中小企業金融」の定義についても工夫がみられる。すなわち、公的金融機関が貸出・保証の対象とする「中小企業」の定義上、「大企業の完全子会社」のみならず、大企業から資本の一定比率⁴以上の出資を受けている「大企業系列の中小企業」も対象外としている⁵。

具体的な中小企業向けの公的金融制度としては、中小企業開発銀行（BDPME）による部分保証・協調融資、産業振興向け預金口座（CODEVI）、利子補給制度、の3つが存在するが、国内金融全体の中ではいずれも小規模にとどまっている（図表2）。

なお、フランスでは、中小企業向け貸出残高統計が存在しないため、中小企業金融に占めるこれら公的金融の割合は不明である。もっとも、80年代後半以降国有銀行の民営化進展に加え、90年代半以降はEUレベルにおける補助金規

⁴ BDPME の場合、25%以上大企業から出資を受けている企業は、「大企業系列の中小企業」とみなされ、貸出・保証の対象外となる（CODEVI の場合、同 50%以上）。

⁵ これは、欧州委員会による「中小企業」の定義である、従業員 250 人以下、年間売上高 40 百万ユーロ以下、総資産 27 百万ユーロ以下、大企業系列ではなく独立企業（具体的には、他の大企業から資本の 25%以上の出資を受けていない企業）に基づくもの。すなわちフランスでは、前掲脚注 1 で述べたとおり、「中小企業」を従業員数および資本金のみで定義しているが、欧州レベルにおける補助金規制ルールに従う必要から、公的関与の許容される「中小企業」金融の定義としては、フランスにおいても、欧州委員会に合わせる格好となっている。

制の存在から、公的金融機関のうち民間と競争的關係にある業務の民営化が進められたこともあり、国内金融全体に占める公的金融⁶の割合は徐々に低下してきており、現在では国内金融全体の10%強⁷となっている。なお、これら公的金融のうち大部分が預金供託公庫（CDC）による住宅建設向け貸付である。

（図表2）中小企業向け公的金融の規模（2000年末）

単位：億ユーロ

中小企業開発銀行（BDPME）	135
	うち保証 51
	うち貸出 58
	うちリース 24
	うち出資 2
産業振興口座（CODEVI）	359
政府による利子補給	利子補給対象貸出残高 8.8 (2000年中利子補給額 19.4百万ユーロ)
<参考>民間部門向け国内総信用 ⁸	11,655

（資料）フランス中銀等。利子補給貸出残高の計数は2001年末時点。

以下では、これら中小企業向け公的金融制度についてやや詳しくみていくこととしたい。

2. 中小企業開発銀行（BDPME）を通じたファイナンス

政府系中小企業金融機関と位置付けられる中小企業開発銀行（Banque de Développement pour Petites et Moyennes Entreprises、以下BDPME⁹）は、中小企業向け各種金融業務を行う総合的政策金融機関の役割を担っており、中小企

⁶ 現在、フランスにおける公的金融機関は、預金供託公庫（CDC、わが国の財投改革前の資金運用部や住宅金融公庫に類似する業務を実施）、中小企業開発銀行（BDPME）、仏開発庁（AFD、わが国の国際協力銀行に相当するODA執行機関）の3つに実質的に集約されている。

⁷ これら公的金融機関による与信等総額は、CDC 1,097億ユーロ、BDPME 135億ユーロ、AFD 115億ユーロとなっている（2000年末時点）。これらのうち、海外向けODA融資であるAFD分を除き、CDCとBDPMEによる与信等総額が国内民間部門向け総信用に占める割合を計算すると、10.6%（= $\frac{1,097+135}{11,655}$ ）との試算。なお、このほか、90年代に民営化された金融機関の中には、民営化以前の公的金融残高がわずかながら未だ残っている先も存在するようであるが（例えば旧フランス貿易銀行を継承したNatexis）、当試算にあたってはこれは割愛した。

⁸ 大企業向けを含む国内民間部門向け信用の合計額。

⁹ 日本における中小企業金融公庫、国民金融公庫、および商工中央金庫の一部に相当する業務を行っている。

業向け保証業務や協調融資業務を行っている。

BDPME は、既に公的金融機関として存在していた SOFARIS¹⁰ や CEPME¹¹ を統合する持株会社として 1997 年に発足した。BDPME は政府が 54.5% 出資する公的金融機関であり（その他の株主は、預金供託公庫<CDC>、Banque Populaires 等）、傘下子会社の取締役会にも政府代表が多数参加している¹²。1980 年代後半以降、フランスの公的金融機関の多くが民営化される中で、BDPME は、預金供託公庫（CDC）や仏開発庁（AFD）と並んで数少ない公的金融機関のひとつとして存続している。BDPME は、フランスの 10 万先以上の中小企業の融資・出資案件に関わっている。

BDPME の特徴は、民間金融機関が抱える中小企業の信用リスクを部分的に肩代わりしつつ、市場原理に基づき民間金融機関と同等の条件で中小企業向け金融を行っている点にある。すなわち、保証業務と民間金融機関との協調融資のいずれの場合でも BDPME の信用リスク分担比率は原則 50% を上限としている¹³。つまり、BDPME は保証や融資に際して借り手である中小企業の信用リスクを部分的に引受け、民間金融機関による中小企業向け金融の「呼び水」としての役割を果たしているといえよう。

このように、BDPME が信用リスクを 100% 引受けないのは、民間金融機関によるモラルハザードを回避する、公的金融機関の役割はあくまで民間金融機関の「補完」であり民間金融機関と「競争」することではない、といった考え方に基づいている。従って、例えば、民間金融機関との協調融資に際し、金利等の返済条件や担保順位は民間金融機関と全く同等とすることとなり、BDPME は民間金融機関に比べ何ら優位的な立場には置かれていない。

すなわち、例えばある保証（協調融資）案件における BDPME による保証比率（協調融資比率）が 50% であった場合において、貸出元本の一部のみが返済された場合には、債務不履行分の損失は BDPME と民間金融機関

¹⁰ 正式名称は Société française de garantie des financements des petites et moyennes entreprises（定訳はないが、直訳すると「仏中小企業向け保証会社」）。なお、通称としては、旧名称 Société française d'assurance de risque des petites et moyennes entreprises（直訳すると「仏中小企業リスク保証会社」）の略称である「SOFARIS」を使用。1982 年設立。

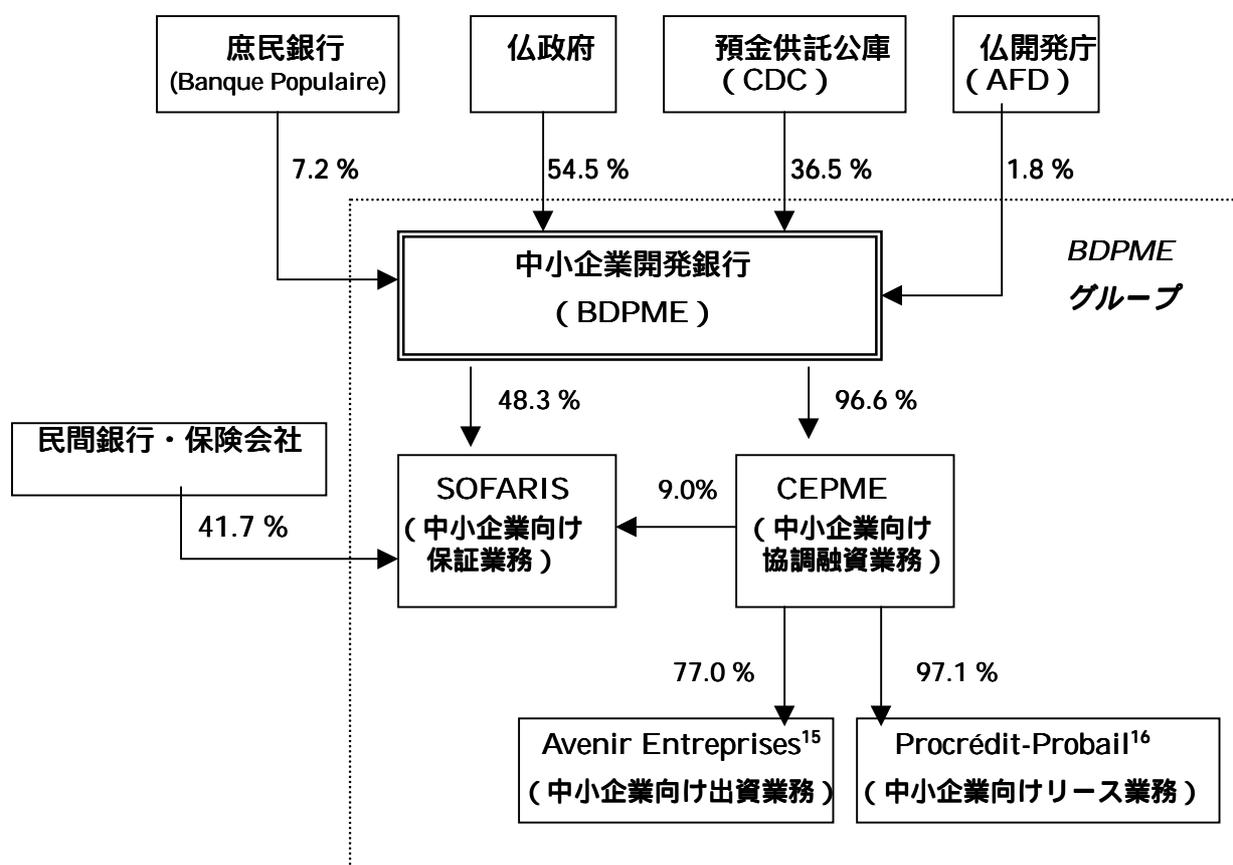
¹¹ Crédit d'équipement des petites et moyennes entreprises の略称（定訳はないが、直訳すると「中小企業設備金融公庫」）。1990 年設立。

¹² 例えば SOFARIS の取締役会は 15 名で構成され、内訳は、政府代表 3 名（国庫局次長 1 名、政務長官 2 名）、BDPME 2 名、仏銀行連盟 1 名、仏開発庁 1 名、民間金融機関代表 5 名、従業員代表 3 名、となっている。

¹³ 一定の条件を満たす場合にはリスク負担比率を 70% にまで引上げることが可能（後述）。

とが 50% ずつ負担することとされている (pari passu 条項¹⁴)、

(図表 3) BDPME グループの資本関係



(資料) BDPME

また、BDPME では、中小企業経営者の個人保証の問題、すなわち事業経営に失敗した場合にも最低限の生活を保証し、再起のチャンスを与える仕組みをどのように整えるかという点についても工夫がみられる。すなわち、BDPME が部分保証を行い民間金融機関の負うべき信用リスクを一部肩代わりする条件として、当該融資案件において民間金融機関が中小企業経営者に求める個人保証を一定限度に制限している点が特徴的である。具体的には、BDPME が保証参加する場合、経営者（債務者）に対して求めうる個人保証の額は民間金融機関による融資総額の 50% が上限¹⁷とされるほか、経営者（債務者）の自宅不動産

¹⁴ 「pari passu 条項」とは、債務の返済や不履行が発生した場合に、その返済・損失を複数の貸し手の間で当初に定めたりスク負担率（当初の貸出残高）に従って平等に分担するルール。

¹⁵ 社名の“Avenir enterprises”は、直訳すると「将来性ある企業」の意。

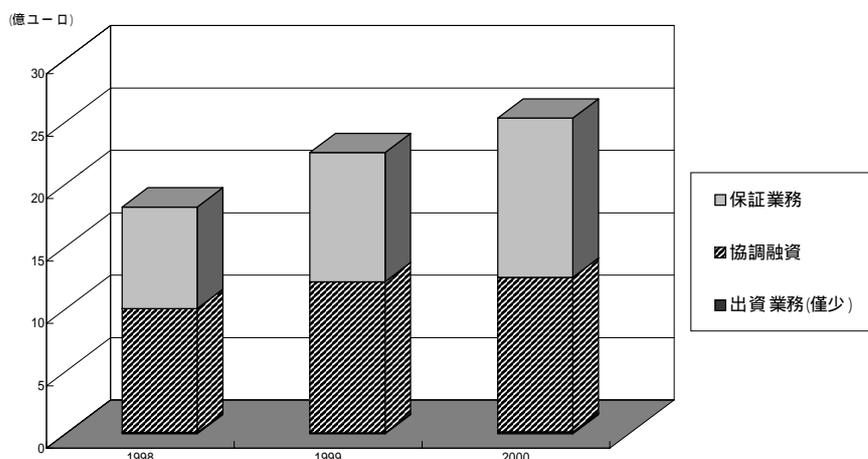
¹⁶ “bail”は「リース」の意。

¹⁷ 同上限は BDPME による保証比率の如何に関わらず一定。

産に担保権を設定することは禁止されている。

BDPME の具体的な業務は、部分保証業務、協調融資業務、出資業務の3つに大別される¹⁸。これらのうち、最近では、協調融資業務に比べ、民間金融機関の審査機能を活用した保証業務の比重が高まる傾向にある。なお、大企業系列の中小企業（大企業が25%以上出資している企業）はBDPMEによる保証・融資の対象外である¹⁹。

（図表4）BDPMEにおける主要業務の推移（各年中実行額）



（資料）BDPME

（1）中小企業向け保証基金

- ・ BDPMEの子会社であるSOFARIS内に設立された保証基金を通じ、民間金融機関が行う中小企業向け融資に対して保証業務を行う。保証基金自体は全額政府出資であり、しかも政府は毎年保証基金に対し予算から新規出資を行っているため、特定の企業が支払不能に陥り基金の一部が毀損された場合には、基本的に政府出資により補填される筋合いにある。しかしながら、仮に保証基金の毀損が大きく保証基金が不足した場合には、SOFARIS自体の資本金で補填せざるを得ない。SOFARISに対しては民間金融機関が41.7%出資しているため、こうした観点からみると、SOFARISによる保証は民間

¹⁸ このほか、BDPMEは、傘下子会社のProcrédit-Probailを通じて、中小企業向け動産・不動産のリース業務も行っているが規模は比較的小さい。

¹⁹ 実際には、BDPMEが保証・融資する中小企業のうち85%が、従業員50名以下、売上高7.6百万ユーロ以下の小規模企業となっている。

金融機関自身による「互助」といった側面も併せ持っていることになる。

- ・ SOFARIS 自身は同基金の管理・運営のほか、保証案件・企業の選定、貸し手金融機関との交渉等を担う²⁰。SOFARIS による保証業務は融資目的別に、起業資金、企業買収資金、設備投資資金、ストラクチャード・ファイナンス向け、の4種類に大別される。保証基金はこれら融資目的別に細分化され、各基金毎に分別管理・運営される。

保証基金による保証上限は、原則として貸出額の50%。但し、仏研究開発促進庁(ANVAR)からの投資助成金を受けている場合には60%まで保証上限が引上げられる。また、SOFARIS による保証と CEPME による協調融資とを併用する場合には、融資と保証の合計で BDPME グループ全体の信用リスク負担上限は70%まで引上げられる。

- ・ また、同保証基金では、バイオ、IT 関連といったフランスの将来を担う先端産業分野²¹におけるスタートアップ企業向け出資に対する保証も行っている。スタートアップ企業向け出資の保証対象は、金融セクターを除く非上場企業で、年間売上高が80百万ユーロ以下の企業とされている。保証比率は原則50%が上限(起業の場合のみ70%が上限)。

なお、保証開始後5年経過以降は、保証額を当初保証額の70%以下に引下げることとなっている。また、保証額は1.6百万ユーロを上限、保証料率は年率0.45%を上限としている。

- ・ SOFARIS における審査コスト軽減の仕組みも特徴的である。保証を行う際、SOFARIS は、貸し手である民間金融機関の審査判断をそのまま受入れることも自ら審査することもできるが²²、SOFARIS が金融機関の審査をそのまま受け入れる場合においては、借り手に債務不履行が発生した段階で、事後的に民間銀行の審査が BDPME の定める審査条件をきちんと満たして

²⁰ 企業は、保証基金利用に際し保証料(年率0.45%~0.6%)を支払う(保証料は貸し手金融機関が負担する場合もある)。同保証料収入のうち50%は国庫に納付され、残り50%は SOFARIS 自身の収入に計上される。

²¹ 具体的な対象産業セクターは、政府が決定する仕組みになっている模様であるが、詳細については公表されていない。

²² BDPME が保証を行う場合に、借り手の審査を BDPME 自身と貸し手である民間金融機関のいずれが行うかの決定は BDPME 自身にオプションがある。実際には、比較的少額の案件については民間金融機関の審査判断を受入れ、大型案件については BDPME 自身が審査を行うことが多い。なお、協調融資の場合には、民間金融機関の情報提供を受けることはあるが、常に BDPME 自身が審査を実施、与信判断を行っている。

いたか否かをチェックし、不十分と判断された場合には SOFARIS は保証履行を拒否することができる²³。このように、いわば民間金融機関に与信審査の善管注意義務を負わせる形で、審査コストを軽減する²⁴と同時に、民間金融機関のモラルハザードを回避²⁵する仕組みとなっている。

(2) 中小企業向け協調融資

- ・ BDPME の子会社である CEPME が、他の民間金融機関と協調して中小企業向け融資業務を行う。

具体的には、CEPME は、単数または複数の民間金融機関と共同で個別中小企業向け融資に参加する。金利・返済順位・担保権等の貸出条件は民間金融機関と横並びとすることになっており、CEPME が貸し手として特段有利に取り扱われることはない。

CEPME による協調融資の対象企業は、原則、営業開始後 2 年以上経過した先とし、貸出期間は 2~12 年とされている。また、CEPME による融資額は、原則、総額の 50% を上限とする²⁶。

(3) 中小企業向け出資

- ・ CEPME と預金供託公庫 (CDC) グループの子会社である CDC PME (中小企業ベンチャーキャピタル向け出資子会社) との合併により設立された投資会社 Avenir Entreprises を通じて、中小企業向け出資 (リスクキャピタル供給) を行う。

Avenir Entreprises が出資対象とするのは、売上高 3~76 百万 € (= 20~500 百万 ¥) の中小企業であり、出資目的は企業の起業支援、設備投資資金、企業買収資金等様々である。出資期間は 7~10 年間、出資額は一件当たり 152~1,520 千 € (= 1~10 百万 ¥) 程度で、投資収益率が最低 20% となる事業計画を有していることを出資先選定

²³ 具体的には保証契約に際し、BDPME と民間金融機関の間で取り交わす契約書上に、借り手の与信審査において満たすべき基準が予め明示されており、この基準に照らし当該民間金融機関の審査がきちんと行われていたか否かを BDPME が判断することになっている。

²⁴ これは生命保険の審査システムに類似した考え方といえよう。すなわち、生命保険においては、契約締結段階では加入者に健康状態を自己申告させ (無審査) 実際には保険金請求があった段階で、契約時の申告に虚偽が無かったか否かを事後的に検証するケースが多く、これによって大量の審査コストを大幅に軽減している。

²⁵ 民間金融機関がリスクの高い劣悪案件ばかりを保証対象として BDPME に持込むことを回避。

²⁶ SOFARIS による保証を併行的に利用している場合には、融資と保証を合わせたリスク負担率の上限は 70% となる。

の目安としている。

3. 産業振興向け預金口座（CODEVI）を通じたファイナンス

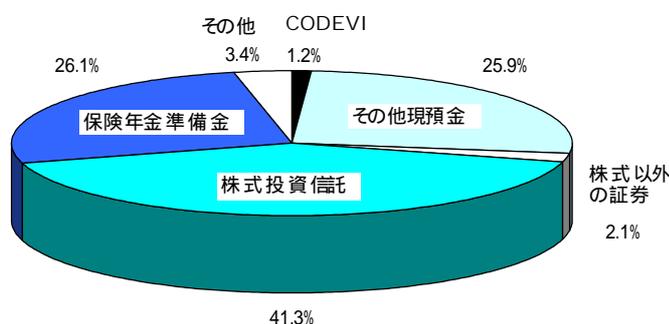
産業振興向け預金口座（Compte pour le développement industriel<CODEVI>）は、預金面において税制上の優遇措置を施すことにより、民間金融機関による中小企業向け貸出の原資を確保する仕組みである。

具体的には、CODEVI は運用先を中小企業向け貸出に紐付けされた利子非課税の預金商品であり、CODEVI により預金者から集められた原資は全て中小企業金融に充てられることとなっている。同制度は、国内産業の近代化促進を目的に 1983 年に創設された。制度の概要は以下のとおり。

まず、預金吸収面をみると、CODEVI は国内の全預金取扱金融機関で取り扱われており（預入限度額は 4,600 ユーロ<除く利子分>）利子非課税と手軽さを魅力に国内預金者に幅広く利用されている²⁷。

CODEVI は預金保険の対象となっており、預金者にとっては元本が保証されているうえ、通常の銀行口座に比較して高利回りが得られるため有利な貯蓄商品とみなされ、残高も安定的に推移している。

（図表 5）フランスにおける家計部門資産の内訳（2001 年末）



（資料）フランス銀行

²⁷ CODEVI によるファイナンスは、貸出を受ける中小企業経営者にとっても魅力的な制度のようであり、現在、このルートによる貸出総量の増加を期待する中小零細業者等のロビーイングを受け、預入限度額を 6,000 ユーロまで引上げる案が議会等の場で議論されている。

また、貸出面をみると、原資の大部分（約 8 割）は預金を受入れた各金融機関自身により中小企業向け貸出（Prêts CODEVI<Prêts bancaires aux entreprise>）の形で運用される点が特徴的である。残りの原資（CODEVI 全体の約 2 割）については、預金供託公庫（CDC）に一旦預託され、CDC を通じて BDPME 向けに貸出されている（BDPME による中小企業金融をリファイナンスする形）。貸出条件等は以下のとおり。

なお、CODEVI により集められた資金がきちんと中小企業向け貸出に運用されているかどうかについては仏経済財政省が監督しており、各金融機関は CODEVI を原資とする貸出等の運用実績状況等について、同省に対し定期的に報告を行っている。

（1）適用対象

CODEVI による貸出の対象企業は、年間売上高が 76.2 百万ユーロ（=5 億仏フラン）以下の中小企業である。また、大企業系列の中小企業（CODEVI の場合、「年間売上高が 76.2 百万ユーロを上回る大企業が 50%以上出資している企業」と定義される）は貸出の対象外となっている²⁸。

（2）金額

制度の適用対象となる金融機関からの融資金額は、企業の設備投資案件の金額の 70%を上限とする。なお、一部を経常運転資金のファイナンスに利用することも許容される。

（3）期間

期間に特段の制限はないが、貸出期間が明確に限定されていることが必要であり、クレジット・リボルビング型貸出は対象外。

（4）金利

貸出上限金利（現行、期間 7 年以下は年利 6.25 %、期間 7 年超は年利 6.50 %）が存在し、これは CODEVI の預金金利（現行年利 3 %）の変更に応じて見直される。

4. 金融機関向け利子補給制度

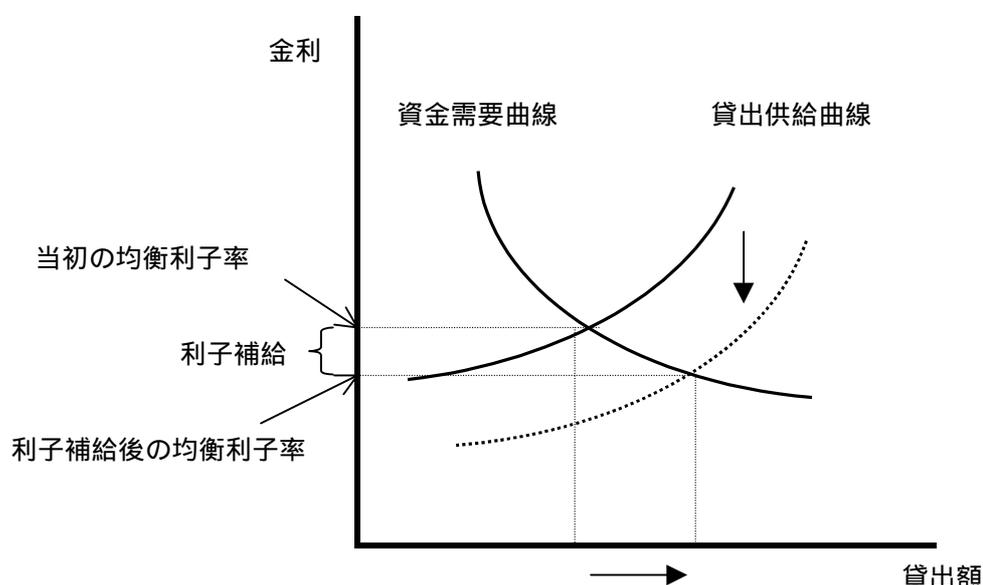
フランスにおいては、民間金融機関の中小企業向け貸出について政府が一部

²⁸ なお、CODEVI による貸出に SOFARIS による保証を付すことも可能（融資額の 50%を上限）。

利子補給を行うことにより、市場原理を尊重しつつ中小企業向け貸出総量の増加を狙った「金融機関利子補給制度²⁹」が存在する（1983年創設）。

なお、同利子補給制度は、欧州委員会規則等により民間金融機関への補助金が原則禁止されたことに加え、そもそも中小企業向け金融においては金利メカニズムを通じたルートだけでは融資を量的に確保することが難しいこともあって、現在では制度縮小の方向にある³⁰。もっとも、利子補給の基本的な仕組みやその経済理論的考え方については参考になる点が少なくないと思われるため、あえて紹介する。

[Box] 利子補給により貸出総量が増加する理論的メカニズム



・上図において、政府が一定率の利子補給を行うことにより、借り手からみた見かけ上の貸出供給曲線が利子補給分だけ下方にシフトするため、マクロ的な均衡点が右下に移行し、結果的に貸出額が増加する仕組み。

同制度の最大の特徴は、具体的な貸出先、金利、貸出額等の判断は民間金融機関に委ねつつ、政府が利子補給をすることにより貸出供給曲線を事実上右下方にシフトさせ、マクロ的な中小企業向け貸出総量の増加を企図している点である。

²⁹ 同制度が適用された民間金融機関による貸出は Prêts Bonifiés（優遇貸出）と呼ばれている。

³⁰ 利子補給制度には、中小企業向け、手工業職人向け、農業従事者向けの3種類が存在していたが、現在、新規に同制度による利子補給が行われているのは、農業従事者向けのみとなっている。これは、EUレベルの補助金規制ルールにより、農業向けの一部を除き、公的補助が禁止されたことによるものとみられる。

すなわち、同制度は、中小企業向け与信割合をどの程度に設定するかといったポートフォリオの構成比率については、民間金融機関の判断をあくまで尊重しつつ、利子補給により民間金融機関の貸出余力を創出する格好で、市場機能を活かした中小企業向けファイナンス支援を行っている。

金融機関サイドからみると、自らの与信判断を維持しつつ、与信決定に当っては利子補給の存在を考慮に入れたうえで中小企業向け貸出量を決定する結果、事実上、産業振興政策的観点からのファイナンス実現をサポートしていることになる。

(1) 適用対象

同制度の適用対象となる中小企業は、「設立後 3 年以内、従業員 10 名以下」の企業。また、対象となる金融機関からの貸出額は、企業の設備投資案件の金額の 80% を上限とする³¹。

(2) 優遇貸出金利・各金融機関毎の利子補給額の決定

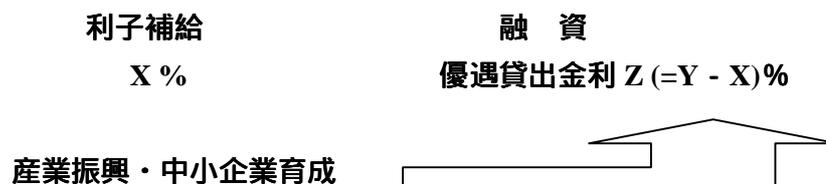
同制度による優遇貸出金利・利子補給額は金融機関による入札を通じて決定される点に特色がある。すなわち、政府は、毎年 1 回、金融機関に対し、当該年度中に実行する予定の、中小企業向け融資に適用予定の貸出金利と、その金利の下で実際に実行する融資予定額、の組合せを入札させ、金利の低い申請から順に補助金総額が政府予算に達するまでの融資予定額を落札する。金融機関の落札した貸出予定金利から政府により補給される利子率（通常 2% 程度）を差し引いたものが、実際の貸出において適用される優遇貸出金利となる（具体的な貸出先は対象年度中に金融機関独自の判断で決定して実行）。なお、利子補給率、毎年の利子補給総額、入札手続きの詳細等は全て政府が決定する³²。

(図表 6) 利子補給制度の仕組み



³¹ この利子補給制度と BDPME による保証・融資は併用が可能。但し、BDPME による融資部分については利子補給は行われない。

³² 経済学的にみると、このように中小企業向け融資に適用予定の貸出金利（図表 6 の Y%）を入札の対象とするよりも、政府に求める利子補給率（同 X%）を入札の対象とした方が、X を圧縮する観点からはより効率的と考えられる。しかしながら、そのような仕組みを採用した場合、実際の融資実行において金融機関が利子補給分を控除した優遇貸出金利（同 Z%）をきちんと提示せずに、（提示金利を引続き Y%として）利子補給分を実質的に自行の懐に入れてしまいうリスクが存在することから、これを回避する観点からも、利子補給率（X%）自体は政府が一律に定めただうえで、貸出金利（Y%）を金融機関に入札させることとしている模様。



(3) 貸出実行と利子補給の適用

上記入札の対象は、「(前述の)適用対象となる中小企業向け貸出」という点だけであり、実際にどの中小企業に当該補助金付き融資を実行するかは、当該金融機関自身が実際の貸出の際に自ら決定すればよい仕組みになっている。すなわち、利子補給の適用は金融機関自身のオプションに委ねられている。

借手企業自身は、利子補給制度の利用の有無等について金融機関から通知されることはなく、企業自身が同制度の利用手続に参与することはない。また、利子補給額決定のための入札の結果も非公表とされている。

(4) 期 間

利子補給の対象となる貸出期間は最短2年、最長7年とされている。

5. おわりに

公的金融制度のあり方は国によって区々であり、歴史的経緯もそれぞれ異なることから、他国の例をそのまま自国の制度と比較することは困難である。しかしながら以上でみたように、フランスにおいては、中小企業向け金融について、公的金融機関による単独の直接融資は行われておらず、民間金融機関の補完に徹する観点から、部分保証・協調融資、産業振興向け非課税預金、利子補給等、多様な手法がとられており、これらを通じて公的金融が本来の「補完」の役割を円滑に果たすよう工夫が図られている点は注目に値するといえよう。

以 上